

奈良県告示第百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和四年九月九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
生駒市地域外来検査センター	生駒市乙田町二七四番一〇	令和三年十月一日